

古沢希代子・松野明久著

『ナクロマ——東ティモール民族
独立小史——』

日本評論社 1993年 vi+279ページ

首藤もと子

I

1991年11月12日に東ティモールのディリにあるサンタクルス墓地で起きたインドネシア軍による発砲事件は、まだ記憶に新しいが、それを契機に東ティモールに関する報道はインドネシア国内でも国際社会でも目立って増え、また国連やEC等でも新たに問題提起がなされるようになった。この流血事件がビデオに収められ、それが外部に持ち出されたことも驚くべきことであったが、日本を含め欧米諸国のマス・メディアがこのビデオを放送して東ティモールについて報道したことも、またインドネシアの週刊誌『テンポ』が事件直後に3週続けてその特集を組んだことも、かつて例のないことであった。

しかし同時にそれは、情報がなければ「事件」になりえず「問題」としても認識されないという、現代の情報社会が持つ陥穽を感じさせる事件でもあった。また、とくに東ティモールのように公的な手続を経た情報収集がきわめて困難な場合に、いかに情報を得て、それをいかなる文脈で活用するかということの難しさを考えさせる事件でもあった。確かに、映像はそれが写し出す限りのものについては、徹底して客観的である。しかし、当然ながら映像は、そこに写されていない状況や事件の背景については何も伝えないし、まして何が問題なのかまで写し出すわけではない。そこで、ある状況を何度でも再現する映像には、やはり一方でそれを長期的な経緯のなかに位置付けて解釈するための地道な調査や研究の蓄積が必要であり、それがまた映像の意味を補完することにもなる。

ところが、東ティモールに関する調査や研究は決し

て多いとはいえず、日本で活字化された論文、著書の件数はさらに少ないのが実情である。その理由のひとつは、情報収集の難しさである。この情報の得にくい東ティモールを対象に、本を執筆する作業に取り組んだ本書の2人の著者を支えたのは、何年にもわたって欧米やオーストラリア等の東ティモールに関するNGOとの情報交換を続け、また日本での支援活動に直接従事してきたという実績とそれに伴う自信であったと思われる。

本書は、2人の著者が1984年から東ティモールに関心を持って集めた資料を基に、問題の概略を整理し、状況の打開のために何をなすべきか、また外国の市民の立場から東ティモール人のために何ができるかを正面から考えたものである。全体に一貫しているのは、端的にいえば、インドネシアの軍事占領の現状を排して東ティモールの独立を実現させるために何をなすべきかという観点であり、著者の熱い心意気は、テトゥン語で「光」を意味しインドネシアへの抵抗運動を象徴する「ナクロマ」という題名にもうかがえる。

本書は次の6章(本文260ページ)から構成されている。

- 第1章 奪われた独立
- 第2章 支配のなかの「開発」
- 第3章 インドネシアはなぜ侵略したのか
- 第4章 共謀と黙認の国際的構図
- 第5章 日本と東ティモール
- 第6章 手を結ぶNGO——東ティモールの人びととともに——

そこで、以下にはまず各章について評者なりに概要を紹介し、次に本書についての評者の感想や所見を記すことにしたい。

II

第1章は、ポルトガルが到来する前のティモール島の状況から始まり、1974年のポルトガル政変後にインドネシアが侵攻し、それに対して東ティモールで抵抗運動が続き、やがて91年11月にサンタクルス墓地でインドネシア軍による発砲事件が生じるところまでが記されており、東ティモールにおける状況の変化を歴史

的に概観したものである。そこには、東ティモールにおける民族主義が基本的に独自に、つまりインドネシアとの接点なしに形成、発展してきたのだという著者の視点が幾度か強調されている。

第2章は、東ティモールにおけるインドネシア軍の作戦、諜報活動や拷問その他のさまざまな暴力行為について記され、次いで学校教育の普及は「東ティモールを『インドネシア化』する最大の武器である」(63ページ)ことや、家族計画が「東ティモール人の目には、大挙して続々と到着するインドネシア人移民を将来的に多数派にすることをねらった人口管理政策、つまり一種の民族絶滅策と映っている」(72ページ)ことが指摘され、東ティモールで民衆の不安や不満の背景に何があるのかを記したものである。

第3章は、まずインドネシア政府にとって、西イリアン併合の前例が次の3つの点で東ティモールに対しても適用されたことが指摘されている。それらは第1に、インドネシア政府に自決権に対する嫌悪感を植えつけたこと、第2にアリ・ムルトポやベニ・ムルダニといった西イリアン併合の作戦に関わった軍人が、東ティモール侵略作戦に指揮権を持っていたこと、第3に軍に都合のよい協議方式で西イリアンの併合を決定させた方法が、東ティモールを併合できるという軍の自信になったという指摘である。

次いでこの章では、インドネシア政府が併合を正当化するために、歴史的一体性や東ティモールはその後進性ゆえに統治能力がないといった論理を用いてきたことに対して、逐一反論し、東ティモールを侵略したインドネシアの「隠された本音」は、「単純に東ティモールが欲しいということであった」(118ページ)と述べ、つまり東ティモールを侵略したのは「ファナティックな幻想をいだいた、傲慢で、ひどいアレルギー体質の権力集団であった」(120～121ページ)という結論になっている。

第4章は、インドネシア政府に影響力を持つ諸外国政府、とりわけアメリカ、オーストラリアやイギリス政府が、インドネシア軍の東ティモール侵攻にいたる動きを事前に把握していながら、それを制止しようとせず、むしろインドネシアに対する軍事援助を続行し、それによって戦況はインドネシア軍に決定的に有利に

なったことが記され、一方日本の対応についても、日本は武器輸出をしてはいないが、国連総会で東ティモールに関する一連の決議の際に、インドネシア政府の支配を承認する立場をとったことで、「日本もまた同罪である」(164ページ)と日本のこれまでの態度を批判したものである。

そしてこれらの諸外国が東ティモールでの人権の問題よりも、東南アジア最大の大国であるインドネシアとの良好な外交関係を優先したことが指摘され、とくにアメリカの場合は、ティモール島北にあるオンバイ・ウェタル海峡がロンボク海峡と並んでジブラルタル海峡に匹敵する深くて重要な海峡であると評価され、その原子力潜水艦の通過航路としてインドネシア政府の管轄下にあることが望ましかったこと等があげられている。

第5章は、日本と東ティモールとの関係についてである。ここでは、日本軍占領時代の日本軍兵士の行為から始まり、1974～75年に日本の新聞記者の目にフレテリン(東ティモール独立革命戦線)が実体のあるものとして映っていたこと、また73年以降に日本は対インドネシア投資国としてはアメリカを抜いて(金融、石油・ガス部門を除く)第1位になっており、インドネシアとの経済関係において他国に比べ飛び抜けた存在であることが記されている。また円借款による電波監視局が西、東ティモールにそれぞれ設置され、これによってフレテリンとオーストラリアの支持者を結ぶ無線通信(ラジオ・マウベレ)が1987年には完全に通信不能になったと指摘されている。

第6章は、東ティモール問題に携わるNGOの活動についての部分と、サンタクルス事件に関する背景と事後の展開についての部分に大別することができる。前者に関しては、アメリカ議会(通常は議会をNGOとして扱わないと思うが)や西欧諸国の議員がそれぞれ東ティモールの自決権の問題を取り上げていることや、日本でも1986年に超党派の「東ティモール問題を考える議員懇談会」が結成されたこと等が記され、また国連NGOのとくに非植民地化特別委員会(植民地独立付与宣言履行特別委員会)や、ジュネーブでの差別防止・少数者保護小委員会で東ティモール難民が経済社会理事会公認のNGOの資格で、東ティモールに

おける人権問題について報告したこと等が記されている。

後者のサンタクルス事件に関する部分では、事件前夜の背景に始まり、事件が世界各地でいかに報道され、またいくつかの援助国政府にどのような政策変更をもたらしたか、またインドネシア内でも事件に対して共鳴する動きがあることや、事件の関係者への処罰が軍人とデモ参加者に対して著しく不公平なものであること等が記されており、この章の末尾、すなわち本書の末尾として、「市民は、道義心のないご都合主義の政府をなんとかして動かさなければならない」(255ページ)と読者に訴える形で本書は終わっている。

III

本書の一貫した姿勢はかなり明確に出ており、それは東ティモールは自決権も行使できないままインドネシアに侵略され、その暴力と抑圧の支配下におかれているということである。その事実の経緯は基本的に本書の記すとおりであると思うが、しかし本書の主張が読者に十分な説得力を持つには、次の2点についての考察がさらに必要であつたらうと評者は思う。

ひとつは情報量と情報源についてである。インドネシア軍のとくに東ティモールにおける行為について一次的情報を得るのがほとんど不可能に近いことは承知しているが、それを留保したうえでも、本書のインドネシア政府や軍に関する記述にはとくに新しい情報に基づくものが乏しく、もっぱら東ティモールを逃れてきた難民やその支援団体の発表する情報に依拠しており、そのため「といわれる」とか「そうである」という表現が多くなっている。情報への接近が困難であることから、そうならざるを得ないのは理解できるが、しかし当然ながら、それぞれのNGOはその活動目的に即して情報を選別するわけであり、その判断の是非は別として、情報の取舍選択に作為が働くのは確かである。その意味で、政府発表の情報だけに頼ることが危険であるように、やはりNGOの情報をうのみにすることにも危険がないとはいえない。

本書にこの種の留保がうかがえないのは、本書がそうした東ティモールを逃れた人々やインドネシア支配

を拒否する側の立場に立って状況を論じているからであるが、その限りで本書のインドネシア政治への記述は合目的でかなり大まかなものになっている。たとえば、1989年末に苛酷な司令官として恐れられていたムリヤディ准将からワロウ准将に代わったのち軍の政策が少なからず変化したことや、サンタクルス事件後に新司令官となったテオ・シャフェイ准将が「ニンジャ」活動を停止したことなどは言及されていない。この点について、オーストラリアの研究者の論文^(注1)やコーネル大学の『インドネシア』の軍人データ^(注2)等が本書でも活用される余地はあつたであろうと思う。

もうひとつは自決権についてである。本書は「東ティモール民族」の自決権の行使を主張する立場をとっているが、そこには同時に、自決権が行使されたならば、東ティモールは必然的に独立を獲得し、フレテリンが権力を掌握するという前提がある。それゆえに、本書では現状を改善するための選択肢として、たとえばアチェのような特別州の地位などは考慮の対象にならず、インドネシアの支配そのものが不正義であるとの立場に立っている。しかし、75万人強の人口のうちすでに10万人を超すインドネシア人移住者(pendatang)が居住する社会で、完全独立が現実的に可能な選択肢といえるだろうか。また、自決権を強調するときには、それが対外的な(この場合対インドネシアの)自決権を意味するだけでなく、同時に対内的な自決権、つまりフレテリンに同調しない政治勢力の存在の保障も伴うものでなければならないという考慮が本書には見られない。そのため、東ティモール社会のさまざまな問題を、所与の枠組のなかで過度に単純化して読者に伝える恐れを少し感じる。

いいかえれば、「独立」は政治運動にとっては目標であっても、現実の政治にとってはそれは最終目標になりえず、また「独立」はそれを希求するだけでは不十分である。それを達成した直後から、権力を持つ側には社会的、経済的責任が重くのしかかり、また異なる政治勢力の存在を許容し、個人主義を発展させ、人々の生活を向上させていく義務が課せられる。この点がひとつの政治勢力の抵抗運動と現実の統治との根本的な違いである。もちろん、インドネシア自体がこのような条件をすべて備えて独立国家となつたわけでは

ない。そして、フレテリンが抵抗運動の主体である限りで、こうした責任を問われることはないが、力で抵抗する方法で政治勢力としての存続をかえって先細りさせていることは、それで「可能性の技術」としての政治を行なう力が養成できるのかという疑問を抱かせることになってしまう。このことについて、本書には客観的な分析が欠けている。

もっとも、東ティモールの状況が抜本的な改善を早急に必要としていることは事実である。ただし、それはさまざまな政治的立場を許容し、人々の生活に犠牲を伴うことなく行なわれる社会構造の改革でなければならないと思う。異なる世代の異なる要求に少しずつも応えていき、より自由で民主的で経済的にも社会的にも満足のいく生活をいかに実現するかということが、政治の義務であり責任である。こうした責任と秩序維持能力を伴わないまま、独立国家となったものの、その主権が虚構か幻想としか思えないほどに、国内統治能力を喪失し、外部からの支援や援助に恒常的に依存しなければならない「独立国家」も少なくない。そして、そうした社会での平和の構築は至難の、しかし絶対に必要な課題である。本書では、東ティモール社

会において、このように延々と続く政治の課題とそのためのプログラムについての検討はない。その意味で、本書はロマンの本である。

しかしながら、冒頭にも記したように、この情報の得にくい、また日本社会から見て関心の薄い社会である東ティモールの状況について、そこに住む人々の苦悩を正面から受けとめ、怒りを共有し、問題の打開のために真摯に取り組んでいる2人の著者の姿勢は高く評価されるべきである。そして、東ティモールへの関心が国際的に高まるなかで、暴力ではなく協議による状況改善の方策が模索されねばならないと評者は考えている。

(注1) Feith, Herb, "East Timor: The Opening Up, the Crackdown and the Possibility of a Durable Settlement," Harold Crouch; Hal Hill 編, *Indonesia Assessment 1992*, キャンベラ, Australian National University, 1992年。

(注2) たとえば, "Current Data on the Indonesian Military Elite: July 1, 1989-January 1, 1992," *Indonesia*, 第53号, 1992年4月。

(駒沢大学法学部教授)

訂 正

本誌前号(第34巻第8号)所載の大串和雄「ラテンアメリカ左翼思想の新展開」中に、下記の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

	誤	正
79ページ右段 上から6行目	マンデルン主義の	マンデルの